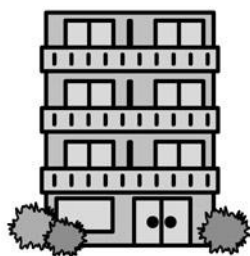


廃棄物保管場所等設置届 及び

再利用対象物保管場所設置届 作成の手引き



Rev. 1

令和6年1月

三鷹市生活環境部ごみ対策課

目次

1	はじめに.....	1
2	関連する法令等.....	1
3	保管場所設置までの主な流れ.....	1
4	届出の対象となる建築物と根拠法令等.....	2
5	届出先等.....	2
6	届出（受理）の時期.....	2
7	廃棄物保管場所等の必要面積基準.....	3
8	廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の設置基準.....	3
	（1）廃棄物保管場所の設置基準.....	3
	（2）再利用対象物保管場所の設置基準.....	5
9	廃棄物保管場所等設置届（記入例）.....	6
10	再利用対象物保管場所設置届（記入例）.....	7
11	届出に添付が必要な資料等について.....	8
12	事業系ごみの収集について.....	9
13	よくある質問 1 なぜ廃棄物保管場所の設置が必要なのか？.....	10
14	よくある質問 2 廃棄物保管場所等設置基準の内容について.....	10
15	よくある質問 3 算出した面積基準（㎡）は必ず必要か？.....	12
16	よくある質問 4 敷地内であれば保管場所はどこに設置してもよいのか？.....	12
17	よくある質問 5 どの程度の容量のごみストッカーを置けばよいのか？.....	13
18	よくある質問 6 行政収集開始の手続きはどうすればよいのか？.....	13
19	よくある質問 7 事業系ごみをどこの事業者に依頼すればよいかわからない.....	14
20	（様式）廃棄物保管場所等設置届.....	15
21	（様式）再利用対象物保管場所設置届.....	16
22	（様式）道路敷地無償使用等承諾書.....	17
23	（様式）行政収集開始申請書.....	18
24	（参考）三鷹市大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要領.....	19
25	（参考）三鷹市事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要領.....	23
26	（参考）関係条項等の抜粋.....	26
	（1）三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第 10 条、31 条.....	26
	（2）三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 第 4 条、16 条.....	27
	（3）三鷹市まちづくり条例 第 24 条、25 条.....	28

1 はじめに

三鷹市では、廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、一定規模以上の建築物を建設しようとする場合、「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」やその他の基準等に基づき廃棄物保管場所等に関する届出を義務付けています。

廃棄物保管場所等の設置は、その建築物を利用するすべての方（住民、事業者）の利便に資する事項ですので、建設者等の皆様は本手引きを参照し、適切な保管場所等の設置に努めていただくようお願いします。

2 関連する法令等

法令等	手引き中の表記
三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	条例
三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則	規則
三鷹市まちづくり条例	まち条例
三鷹市環境配慮指針	指針
三鷹市環境配慮基準	基準
三鷹市大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要領	要領（廃）
三鷹市事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要領	要領（再）

3 保管場所設置までの主な流れ

事 項		参照頁
検討	計画している建築物が届出の対象か確認する	2
	保管場所の必要面積を算出する	2
	保管場所の設置基準を確認する	3
	建築計画等に反映する	—
届出	【形式審査】 届出及び添付資料を準備し、ごみ対策課へ事前連絡（メール）	8
	【形式審査完了後】 届出及び添付資料を各3部用意して、ごみ対策課窓口へ提出	—
申請	【市から受領印付の届出書類等が返送されたら】 「開発事業同意申請」又は「建築確認申請」を各窓口へ提出	—
完了	【開発事業のみ】市の実施する完了検査への立会	—
収集	行政収集開始申請書の提出	18

4 届出の対象となる建築物と根拠法令等

(1) 廃棄物保管場所等設置届が必要な場合

提出者：大規模建築物を建設しようとする者

建物区分	根拠法令等
延べ床面積が 1,000 m ² 以上の建築物 (居住用、事業用とも)	条例第 31 条 規則第 16 条
居住用で戸数が 15 戸以上の建築物	
三鷹市まちづくり条例第 24 条に規定する開発事業※	まち条例第 25 条 指針、基準

※まち条例第 24 条に規定する開発事業に該当するか否かは、

必ず所管部署(都市整備部都市計画課開発指導係 本庁舎 5 階 53 番窓口)にご確認ください。

(2) 再利用対象物保管場所設置届が必要な場合(事業用大規模建築物に限る。)

提出者：事業用大規模建築物の建設者

建物区分	根拠法令等
事業用途に供する延べ床面積が 3,000 m ² 以上の建築物	条例第 10 条 規則第 4 条
同一事業所からの事業系廃棄物の排出量が年間 50 トンを超えるもの	

5 届出先等

三鷹市生活環境部ごみ対策課(第二庁舎 2 階)

電話 0422-29-9613 メール: gomi@city.mitaka.lg.jp

※事前に来庁日を電話予約のうえ、

「**設置届と必要な添付資料を各 3 部用意**」してご来庁ください。

6 届出(受理)の時期

届出は、形式審査(補正指示等)を経たうえで「受理」されますので、書類等の提出は余裕をもって行ってください。

(1) まち条例第 24 条に規定する開発事業の場合

届出を提出される際は「開発事業に伴う事前協議通知書の写し」を持参してください。

(事前協議後に通知する指導事項を確認したうえで、届出を提出してください。)

まち条例施行規則第 32 条の「開発事業同意申請」の前までに届出を提出してください。

(2) その他の場合

建築基準法第 6 条第 1 項の「建築確認申請」の前までに届出を提出してください。

7 廃棄物保管場所等の必要面積基準

(1) 廃棄物保管場所 根拠：要領（廃）第7条

住居1戸あたり 0.25 m²

ただし、単身用（ワンルーム）の場合は、1戸あたり 0.12 m²

※事業用途の場合の基準はありません。入居する事業者の業種や事業形態等を考慮して適切な保管場所の必要面積を算出してください。

(2) 再利用対象物保管場所 根拠：要領（再）第6条

P.25「再利用対象物の保管場所最低必要面積基準」を参照してください。

8 廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の設置基準

(1) 廃棄物保管場所の設置基準

設置基準	根拠法令等
(1) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。 (2) 廃棄物の収集に際し、支障なく搬入、搬出等の作業ができるものであること。 (3) 保管場所は、可燃ごみと不燃ごみが分別して置けるよう区分し、常に清潔を保持するための清掃等ができるようできるだけ水栓設備を設けること。 (4) 保管場所の管理責任者を明記すること。 (5) 保管場所には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。	規則第16条第3項
(共同住宅等の保管場所等の設置基準) 第5条 規則第16条第3項に規定する保管場所等の設置基準は、次のとおりとする。 (1) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。 ア 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。 イ 家庭系廃棄物と事業系廃棄物がある場合は、それぞれ別々に保管できるものであること。 ウ 他の用途と兼用しないこと。 エ 原則として建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。 オ 空きびん・空き缶用廃棄物保管設備は、次のとおりとし、市が用意する。ただし、事業系の場合は、回収箱は使用しない。 回収箱（コンテナ容器） 幅516ミリメートル×奥行364ミリメートル×高さ307ミリメートル カ 保管場所等の出入口の幅及び高さは、原則として幅1.2メートル以上、高さ2.1メートル以上を基本とする。	要領（廃）第5条

キ 保管場所内には廃棄物保管用としてなるべく棚を設置すること。この場合、床面からの高さは 100 センチメートル程度、棚の奥行きは 60 センチメートル程度とし、耐久性と強度を持たせること。 (2) 廃棄物の収集に際し、支障なく搬入、搬出等の作業ができるものであること。 ア 運搬車への積込み、清掃等に必要な作業場所を確保すること。 イ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続し、かつ、同一平面上に設置すること。なお、これによりがたい場合は、収集しやすい場所に廃棄物の排出場所を別に設けること。 ウ 敷地内に運搬車が入る場合にあっては、他の車の通行に支障のない幅員及び高さを有する駐車できるスペース(幅 3.5 メートル×長さ 7 メートル×高さ 3.5 メートル程度)を設けること。 エ 敷地内に運搬車が入る場合は、運搬車が容易に転回できる転回広場を確保すること。 オ 運搬車が通行する場所の地盤にあっては、耐荷重 6 トン程度の強度を持たせること。 カ 運搬車が保管場所等内部に進入する場合は、幅 3.5 メートル以上、高さ 3.5 メートル以上とすること。 (3) 保管場所は、廃棄物の種類により分別して置けるよう区分し、かつ、常に清潔を保持すること。 ア 仕切りの設置、色彩等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類(資源物、その他のごみ)に応じて適切な保管ができること。 イ 換気及び採光ができる構造とすること。この場合において、換気装置を設置するときは、保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。 ウ 保管場所内部の清潔を保持するため、床面はコンクリート等とし、できるだけ水栓設備及び排水設備を設置すること。 エ 廃棄物の飛散等防止のため、囲い、扉等を設置すること。 オ 屋外に設置する保管場所にあっては、雨水の流入防止のため屋根、ひさし等を設けること。 カ 屋内に設置する保管場所にあっては、照明設備を設けること。 (4) 保管場所等の管理責任者を明記すること。 (5) 保管場所等には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。	
--	--

(2) 再利用対象物保管場所の設置基準

設置基準	根拠法令等
(再利用対象物の保管場所の設置基準等) 第7条 条例第10条第4項及び第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 廃棄物の保管場所を明確に区分し、再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物が混入しないようにすること。 (2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。 (3) 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。 (4) 搬入、搬出等の作業が容易にできるものであること。 (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。	規則第7条 第1項
(保管場所の設置基準) 第5条 保管場所の設置基準は、次のとおりとする。 (1) 廃棄物の保管場所を明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。 (2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。 (3) 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。 (4) 搬入、搬出等の作業が容易にできるものであること。 (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。	要領(再) 第5条

9 廃棄物保管場所等設置届（記入例）

様式第7号（第16条関係）

廃 棄 物 保 管 場 所 等 設 置 届

令和 5 年 4 月 1 日

（あて先）三 鷹 市 長

建設者（建築主）

住 所（所在） 東京都世田谷区〇〇1-1-1

（名称） 〇〇不動産株式会社

氏 名（代表者名） 三鷹 太郎

TEL 03-1234-5678

三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住 所（所在） <u>神奈川県横浜市〇〇1-2-3-103</u> 氏 名（名称） <u>株式会社〇〇一級建築士事務所 担当 〇〇 〇〇</u> （代表者名） <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u>
工事施工者	住 所（所在） <u>東京都三鷹市野崎1-2-3</u> 氏 名（名称） <u>〇〇建設株式会社</u> （代表者名） <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u>
建築物の所在地	三鷹市 井の頭1-1-1
建築物名称	三鷹〇〇マンション（仮称）
建築物の用途	居住用 兼 事業用
敷 地 面 積	3150.5㎡
構 造	鉄筋コンクリート（RC） 造 地上 7 階 地下 階
延べ床面積	2446.8 ㎡ （住宅用 2065.06 ㎡、事業用 381.74 ㎡）
居住戸数等	住宅用 36 戸、事業用 3 店舗
工事着手（予定）日	令和 5 年 12 月 1 日
工事完成（予定）日	令和 6 年 3 月 31 日
使用開始（予定）日	令和 6 年 4 月 15 日

2 廃棄物保管場所等（住宅用）※戸建住宅を除く

保管場所	地上 1 階 2 箇所 11.4 ㎡
保管設備	種別 <u>ごみ ストッカー</u> 容量 <u>1,580 ㊦</u> ㎡ 設置数 <u>2 個</u>
その他の設備	①水栓設備 <u>有・無</u> ③照明設備 <u>有・無</u> ④保管場所等の管理責任者名板 <u>有・無</u> ②排水設備 <u>有・無</u> ⑤注意事項表示板 <u>有・無</u>

3 廃棄物保管場所等（事業用）

保管場所	地上 1 階 1 箇所 6.4 ㎡
保管設備	種別 <u>ごみ ストッカー</u> 容量 <u>800 ㊦</u> ㎡ 設置数 <u>1 個</u>
その他の設備	①水栓設備 <u>有・無</u> ③照明設備 <u>有・無</u> ④保管場所等の管理責任者名板 <u>有・無</u> ②排水設備 <u>有・無</u> ⑤注意事項表示板 <u>有・無</u>

4 添付書類（三鷹市大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要領第3条）

資料名	有・無	備 考
(1) 建築物の案内図及び配置図	<u>有・無</u>	
(2) 建築物の各階平面図	<u>有・無</u>	
(3) 廃棄物保管場所等の配置図（位置図）	<u>有・無</u>	
(4) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図等	<u>有・無</u>	
(5) 廃棄物保管場所等の面積算定図	<u>有・無</u>	
(6) 廃棄物保管場所面積算定図	<u>有・無</u>	
(7) 道路敷地無償使用等承諾書（私道の場合）	<u>有・無</u>	
(8) その他の資料（ ）	<u>有・無</u>	

★本申請書及び添付書類を各3部提出してください。

事務処理欄（記入しないでください。）		
受 付	備 考	審査者印

届出の時点で決まってい
ない場合は、「未定」
と記入してください。

面積基準を満たしている
か確認してください。
（例）居住用
36 戸×0.25 ㎡=9 ㎡以上
※事業用の必要面積は適
宜算出してください。

④保管場所管理責任者板、
⑤注意事項表示版について
は後掲 P11（Q2-8）、
P12（Q2-9）をご確認
ください。

事業用の保管場所等を
設置した場合にご記入
ください。

添付書類の有無を
ご確認ください。

市側で使用するの
で、何も記入しないで
ください。

10 再利用対象物保管場所設置届（記入例）

様式第3号(第7条関係)

再 利 用 対 象 物 保 管 場 所 設 置 届

令和 5 年 4 月 1 日

(あて先) 三 鷹 市 長

建設者(建築主)

住 所(所在) 東京都世田谷区〇〇1-1-1

(名称) 〇〇不動産株式会社

氏 名(代表者名) 三鷹 太郎

TEL 03-1234-5678

三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住 所(所在) 神奈川県横浜市〇〇1-2-3-103 氏 名(名称) 株式会社〇〇一級建築士事務所 担当 〇〇 〇〇 (代表者名) 代表取締役 〇〇 〇〇
工事施工者	住 所(所在) 東京都三鷹市野崎1-2-3 氏 名(名称) 〇〇建設株式会社 (代表者名) 代表取締役 〇〇 〇〇
建築物の所在地	三鷹市 井の頭1-1-1
建築物名称	〇〇ビル(商業施設)
建築物の用途	事業用
敷 地 面 積	3150.5㎡
構 造	鉄筋コンクリート(RC) 造 地上 3 階 地下 1 階
延べ床面積	5430.5 ㎡
居住戸数等	事業用 13 店舗
工事着手(予定)日	令和 5 年 12 月 1 日
工事完成(予定)日	令和 6 年 6 月 1 日
使用開始(予定)日	令和 6 年 7 月 1 日

届出の時点で決まってい
ない場合は、「未定」
と記入してください。

2 再利用対象物保管場所

保管場所	地上 1 階 1 箇所 4.2 ㎡
保管設備	種別 ゴミ ストッカー 容量 1,580 0 ㎡ 設置数 2 個
その他の設備	①品目別区分 (有)・無 ③照明設備 (有)・無 ④注意事項表示板 (有)・無 ②品目表示板 (有)・無

面積基準を満たしている
か確認してください。

3 添付書類(三鷹市大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要領第3条)

資料名	有・無	備 考
(1) 建築物の案内図及び配置図	(有)・無	
(2) 建築物の用途別床面積内訳書(様式1号)	(有)・無	
(3) 再利用対象物保管場所等の配置図(位置図)	(有)・無	
(4) 再利用対象物保管場所等の平面図、立面図等	(有)・無	
(5) 再利用対象物保管場所の面積算定図	(有)・無	
(6) 廃棄物保管場所面積算定図	(有)・無	
(7) その他の資料()	有・無	

添付書類の有無をご確
認ください。
※廃棄物保管場所等設
置届と重複する場合
は、省略可。

★本申請書及び添付書類
を各3部提出してください。

事務処理欄 (記入しないでください。)

受 付	備 考	審査者印

市側で使用するの
で、何も記入しないで
ください。

11 届出に添付が必要な資料等について

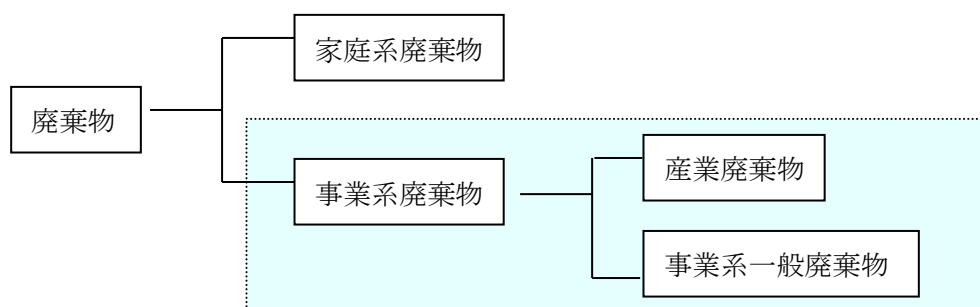
資料名	目的	例
建築物の案内図及び配置図	市域内のどこに建築物を建設するかの確認	地図の写し、google マップの写し 等
建築物の各階平面図	建築物全体の面積の確認	設計資料等
保管場所の配置図（位置図）	建築物のどこに保管場所等を設けるかの確認	設計資料等
保管場所の平面図、立面図 等	保管場所や設備、容量等の確認	設計資料、ごみストッカーカタログ資料 等
保管場所の面積算定図	保管場所の面積の確認	設計資料等
道路敷地無償使用等承諾書（私道の場合）	ごみ収集の際に車両が私道を使用する必要がある場合の地権者等の意思確認	様式あり

12 事業系ごみの収集について

事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」及び「三鷹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第5条）」において、「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されています。

したがって、事業活動から発生したごみは、そのごみを排出した事業者自らの責任と負担によって、許可業者に依頼するなどして適正に処理してください。

（事業系ごみは、家庭系ごみには出せません。）



産業廃棄物（法律で定める20種類）：

東京都が許可した**産業廃棄物処理業者**に依頼

一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）：

三鷹市が許可した**一般廃棄物処理業者**に依頼

なお、延べ床面積が次の表に該当する事業所の場合、事業系一般廃棄物（粗大を除く。）の処理を市に依頼することができます。

施 設 の 用 途	延べ床面積
事 務 所	250 m ² 未満
文化・娯楽施設	334 m ² 未満
学校、教室、塾、保育施設	334 m ² 未満
店舗（飲食店）	50 m ² 未満
店舗（物品販売）、デパート、スーパー	125 m ² 未満
病院・診療所	125 m ² 未満
ホテル・介護老人保健施設等	167 m ² 未満
工場、作業所、修理場、選果場、倉庫	334 m ² 未満
輸送・配送センター（倉庫・車庫含む）、マンション	2000 m ² 未満
駐 車 場	2000 m ² 未満

詳しくは、三鷹市ホームページでご確認ください。

「トップページ＞事業者向け情報＞事業系ごみの出し方＞少量排出事業所のごみの出し方」

URL：https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/004/004031.html

13 よくある質問1 なぜ廃棄物保管場所の設置が必要なのか？

Q 1. なぜ廃棄物保管場所の設置が必要なのか？
A 1. 日常生活や事業活動を行ううえで、「ごみ」を出さない人はいません。そのため、廃棄物保管場所等の設置は、その建築物を利用するすべての方（住民、事業者）の利便に資する事項となります。適切な保管場所や保管設備（ごみストッカーなど）を設置しないことで、生活者等の排出するごみの散乱や悪臭の発生による近隣トラブルなど、結果的に問題の解決に大きな労力と時間がかかることとなります。また、不適正な排出が散見されると「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、建築物の所有者や管理者などに市が指導を行う場合もありますので、建設者等の皆様には本手引きを参照し、予め適切な保管場所等の設置に努めていただくようお願いしています。

14 よくある質問2 廃棄物保管場所等設置基準の内容について

Q 2. 廃棄物保管場所等設置基準の内容を確認したい	
Q 2 - 1. 要領（廃）第4条中「重大な変更」とはどのような時か？	A 2 - 1. 保管場所の面積算出に影響のある変更（戸数の変更）や、保管場所の設置位置の変更などが該当します。
Q 2 - 2. 要領（廃）第5条(1)イ「家庭系、事業系で別々に保管できる」とは具体的にどのような対応が必要なのか？	A 2 - 2. 事業系ごみについては、原則、民間の収集業者との個別契約による収集を行う必要があるため、 <u>保管設備（ストッカー）を各別に設置</u> するか、保管場所内で間仕切りを実施するなど廃棄物が混合しないようお願いします。
Q 2 - 3. 要領（廃）第5条(1)キ「なるべく棚を設置すること」の意図することは何か？	A 2 - 3. 棚の設置は、ごみ袋の平積みによる「荷崩れ、散乱等の防止」の観点から推奨しています。荷崩れ等による収集効率の低下や破袋による汚水等の流出を防ぐためです。また、最近ではごみストッカーなどの商品も多く販売されているため、これらの利用も効果的です。

Q 2 - 4. 要領（廃）第 5 条(2)「支障なく搬入、搬出作業ができるもの」とありますが「支障がある」場合の具体例は？	A 2 - 4. 例えば、保管場所内に設置する棚の奥行がありすぎて（70cm 以上）、ごみ袋を取り出し難い、保管場所までの導線やその内部が狭隘（狭小）すぎて、両手でのごみ袋の搬出が難しい場合などがあげられます。<u>収集員は、両手で多くのごみ袋を掴み搬出作業を反復して行うため、保管場所までの導線や内部の構造等にも配慮いただけますと幸いです。</u>具体的には 2.0m 以上の幅員やスペースを確保していただくようお願いしていますが、保管場所等の設置箇所や、収集車両の停車位置など個別の事情にもよりますので、まずはごみ対策課までご相談ください。
Q 2 - 5. 要領（廃）第 5 条(3)ア「色彩等区別された保管設備」とは具体的にどのような設備ですか？	A 2 - 5. ごみ出し区分（可燃、不燃や資源物など）を、排出者（居住者等）が認識しやすくする工夫として、例えば床や棚板等の着色や掲示（例. 可燃＝赤、不燃＝青）などが考えられます。排出者がごみ出し場所を間違わないようにする工夫の一つです。
Q 2 - 6. 要領（廃）第 5 条(3)ウ「水洗設備及び排水設備の設置」は義務ですか？	A 2 - 6. 義務ではありませんが、特に可燃ごみ（生ごみ等）は、臭気が強く排出状況によって、保管場所内が汚染することも多いため、良好な環境を保持するためにも、水栓、排水等の設備は設置することが望ましいです。
Q 2 - 7. 要領（廃）第 5 条(3)エ「飛散防止のための囲い」の強度や材質の基準はありますか？	A 2 - 7. 基準はありません。建築物の立地環境等を考慮して適切に設計してください。
Q 2 - 8. 要領（廃）第 5 条(4)「管理責任者の明記」は義務ですか？	A 2 - 8. <u>義務です。ごみ出しに係るトラブルの防止や適正管理の観点から責任者（管理会社等を含む）を選任し、表示してください。</u> ※行政収集開始申請書提出時にも、管理責任者の記入が必要になります。

Q 2 - 9. 要領（廃）第5条(5)での各種表示は「ごみ種毎の出し方の表示」という理解でよいのか？	A 2 - 9. そのとおりです。 <u>三鷹市リサイクルカレンダーの掲示や、ごみ対策課で配布しているごみの出し方表示プレートなどをご活用ください。</u> その他、排出者がごみ出し区分やルールを認識しやすくするよう、管理上の工夫をお願いします。
---	--

15 よくある質問3 算出した面積基準（㎡）は必ず必要か？

Q 3. 算出した面積基準は必ず必要か？
A 3. （家庭系ごみの場合）原則、必要です。 <u>しかし、算出した面積基準（㎡）に対応するごみストッカーの容量（ℓ）を準備する場合は、この限りではありません（次のQ 4.「どの程度の容量のごみストッカーを置けばよいのか？」）を参照してください。</u> （事業系ごみの場合）基準はありません。 事業系ごみの場合は、その業種や事業形態により、排出されるごみ（廃棄物）の性状や種別も様々です。建築物を設計される際には、入居する予定の法人や事業者等とよく調整のうえ、廃棄物の排出量についてご検討ください。また、事業系ごみは、原則、個別に収集事業者と契約のうえ、収集を行っていただきますので、専門の収集事業者にご相談のうえ、ご検討いただくことも有効です。

16 よくある質問4 敷地内であれば保管場所はどこに設置してもよいのか？

Q 4. 敷地内であれば保管場所はどこに設置してもよいのか？
A 4. 収集漏れの防止や安全な収集作業実施の観点から、保管場所は「公道に面した建築物の敷地内」に設置していただくようお願いしています。 ただし、事業系ごみの収集で、許可事業者と個別契約の契約により収集を実施する場合はこの限りではありません。

17 よくある質問5 どの程度の容量のごみストッカーを置けばよいのか？

Q 5. どの程度の容量のストッカーを置けばよいのか？

A 5.

(家庭系ごみの場合) 以下の基準を参考にしてください。

世帯種別	必要面積	必要容量
ファミリー世帯 1戸	0.25 m ² /戸	150ℓ/戸
単身用世帯 1戸	0.12 m ² /戸	40ℓ/戸

(例1) ファミリー世帯 20戸のマンションの場合

必要面積 20戸×0.25 m²=5 (m²)

必要容量 20戸×150ℓ=3,000 (ℓ)

(例2) 単身用世帯 (ワンルーム) 30戸のマンションの場合

必要面積 30戸×0.12 m²=3.6 (m²)

必要容量 30戸×40ℓ=1,200 (ℓ)

(事業系ごみの場合) 基準はありません (再掲)

事業系ごみの場合は、その業種や事業形態により、排出されるごみ (廃棄物) の性状や種別も様々です。建築物を設計される際には、入居する予定の法人や事業者等とよく調整のうえ、廃棄物の排出量についてご検討ください。また、事業系ごみは、原則、個別に収集事業者と契約のうえ、収集を行っていただきますので、専門の収集事業者にご相談のうえ、ご検討いただくことも有効です。

18 よくある質問6 行政収集開始の手続きはどうすればよいのか？

Q 6. 行政収集開始の手続きはどうすればよいのか？

A 6. 「廃棄物保管場所等設置届を提出した方」が、

「収集を開始してもらいたい日の **2週間前**」までに

「**行政収集開始申請書**」をごみ対策課まで提出してください。

※申請書提出時には、廃棄物保管場所の位置図を再度添付して提出してください。

19 よくある質問7 事業系ごみをどこの事業者に依頼すればよいかわからない

Q 7. 事業系ごみをどこの事業者に依頼すればよいかわからない

A 7. 事業系ごみは、それぞれ次の事業者へ個別に依頼してください。

(1) 事業系一般廃棄物の場合

三鷹市一般廃棄物収集運搬許可事業者

三鷹市トップページ > 事業者向け情報 > 事業系ごみの出し方 > 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

(URL) https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/004/004072.html

(2) 産業廃棄物

東京都産業廃棄物収集運搬許可事業者

東京都環境局トップページ > 廃棄物と資源循環 > 産業廃棄物対策 > 産業廃棄物処理業者に関する情報について > 産業廃棄物処理業者の情報を調べるには

(URL) https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/search.html

20 (様式) 廃棄物保管場所等設置届

様式第7号(第16条関係)

廃棄物保管場所等設置届

令和 年 月 日

(あて先) 三 鷹 市 長

建設者(建築主)

住 所 (所在)

(名称)

氏 名 (代表者名)

TEL

三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住 所 (所在)			
	氏 名 (名称)	(代表者名)		
工事施工者	住 所 (所在)			
	氏 名 (名称)	(代表者名)		
建築物の所在地	三鷹市			
建築物名称				
建築物の用途				
敷 地 面 積				
構 造	造 地上 階 地下 階			
延べ床面積	㎡ (住宅用 ㎡、事業用 ㎡)			
居住戸数等	住宅用 戸、事業用 店舗			
工事着手(予定)日	令和 年 月 日			
工事完成(予定)日	令和 年 月 日			
使用開始(予定)日	令和 年 月 日			

2 廃棄物保管場所等(住宅用)※戸建住宅を除く

保管場所	地上 階 箇所	㎡	
保管設備	種別	容量	ℓ・㎡ 設置数 個
その他の設備	①水栓設備 有・無	③照明設備 有・無	④保管場所等の管理責任者名板 有・無
	②排水設備 有・無		⑤注意事項表示板 有・無

3 廃棄物保管場所等(事業用)

保管場所	地上 階 箇所	㎡	
保管設備	種別	容量	ℓ・㎡ 設置数 個
その他の設備	①水栓設備 有・無	③照明設備 有・無	④保管場所等の管理責任者名板 有・無
	②排水設備 有・無		⑤注意事項表示板 有・無

4 添付書類(三鷹市大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要領第3条)

資料名	有・無	備 考
(1) 建築物の案内図及び配置図	有・無	
(2) 建築物の各階平面図	有・無	
(3) 廃棄物保管場所等の配置図(位置図)	有・無	
(4) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図等	有・無	
(5) 廃棄物保管場所等の面積算定図	有・無	
(6) 廃棄物保管場所面積算定図	有・無	
(7) 道路敷地無償使用等承諾書(私道の場合)	有・無	
(8) その他の資料()	有・無	

★本申請書及び添付書類を各3部提出してください。

事務処理欄 (記入しないでください。)

受 付	備 考	審査者印

21 (様式) 再利用対象物保管場所設置届

様式第3号(第7条関係)

再 利 用 対 象 物 保 管 場 所 設 置 届

令和 年 月 日

(あて先) 三 鷹 市 長

建設者(建築主)
住 所 (所在) _____
(名称) _____
氏 名 (代表者名) _____
TEL _____

三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住 所 (所在) 氏 名 (名称) (代表者名)
工事施工者	住 所 (所在) 氏 名 (名称) (代表者名)
建築物の所在地	三鷹市
建築物名称	
建築物の用途	
敷 地 面 積	
構 造	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	
居住戸数等	事業用 店舗
工事着手(予定)日	令和 年 月 日
工事完成(予定)日	令和 年 月 日
使用開始(予定)日	令和 年 月 日

2 再利用対象物保管場所

保管場所	地上 階	箇所	m ²
保管設備	種別	容量	設置数
その他の設備	①品目別区分 有・無	③照明設備 有・無	④注意事項表示板 有・無
	②品目表示板 有・無		

3 添付書類(三鷹市大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要領第3条)

資料名	有・無	備 考
(1) 建築物の案内図及び配置図	有・無	
(2) 建築物の用途別床面積内訳書(様式1号)	有・無	
(3) 再利用対象物保管場所等の配置図(位置図)	有・無	
(4) 再利用対象物保管場所等の平面図、立面図等	有・無	
(5) 再利用対象物保管場所の面積算定図	有・無	
(6) 廃棄物保管場所面積算定図	有・無	
(7) その他の資料()	有・無	

★本申請書及び添付書類を各3部提出してください。

事務処理欄 (記入しないでください。)

受 付	備 考	審査者印

22 (様式) 道路敷地無償使用等承諾書

道路敷地無償使用等承諾書

(あて先) 三鷹市長

令和 年 月 日

土地所有者

住所

氏名 _____ (自署)

Tel _____

下記の土地は私所有の土地ですが、廃棄物の収集運搬及び廃棄物保管設備の設置のために無償使用すること並びに維持管理を所有者自ら行うことを承諾します。

なお、下記土地の所有権を移転する場合には、新たな所有者に本件承諾書の効力を継承させます。

記

1 土地の所在、地番及び面積

土地の所在	地番	面積	備考
三鷹市	番	m ²	
三鷹市	番	m ²	
三鷹市	番	m ²	
三鷹市	番	m ²	

2 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の区割図

23 (様式) 行政収集開始申請書

行政収集開始申請書

(あて先) 三鷹市長

令和 年 月 日

住所(所在) _____

氏名(名称) _____

(代表者名) _____

担当者名およびTEL _____

下記により一般廃棄物の収集を開始されたく届出します。

記

建物の所在(住居表示)	三鷹市
建物の名称	
総世帯数	世帯
収集開始希望日	
入居開始日	
保管場所管理責任者の住所、氏名及び電話番号	
添付書類 (A4サイズ)	案 内 図
	建物配置図
	ごみ保管場所又は保管設備の位置図
	ごみ保管場所内ごみの種別ごとの保管場所図

市役所使用欄(記入しないでください。)

送付枚数(本状を含み) 枚

- ☐ 至急
☐ ご確認ください。

収集開始依頼 FAX(ごみ対策課 担当)

取扱品目	送付先名称(敬称略)
可燃・不燃	栄晃、タウン、佐藤、志賀、石井
プラ・有害	栄晃、タウン、佐藤、大門、環衛、鴨志田
古紙・古着	栄晃、タウン、三光
びん・缶	栄晃、志賀、丸利根
ペット	佐藤、大門
収受印	通信欄

24 （参考）三鷹市大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年三鷹市条例第8号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年三鷹市規則第16号。以下「規則」という。）第16条に規定する大規模建築物及び三鷹市まちづくり条例（平成8年三鷹市条例第5号）第24条に規定する開発事業の廃棄物保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 この要領の対象とする建築物等は、次のとおりとする。

- （1）規則第16条に規定にする延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの又は居住用のものであって計画戸数が15戸以上の大規模建築物
- （2）三鷹市まちづくり条例第24条に規定する建築物
- （3）三鷹市まちづくり条例第24条に規定する開発行為及び宅地造成

（書類の提出）

第3条 前条に規定する建築物（以下「建築物」という。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、規則第16条第2項に規定する廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の正本及び副本（2部）に、次の書類を添付して、当該建築物の建築の確認申請の前までに提出しなければならない。ただし、前条第2号に規定する建築物にあっては、三鷹市まちづくり条例施行規則（平成8年三鷹市規則第29号）第32条の開発事業同意申請の前までに提出しなければならない。

- （1）建築物の案内図（地図の写し可）及び配置図
- （2）建築物の各階平面図
- （3）廃棄物保管場所等の配置図（位置図）
- （4）廃棄物保管場所等の平面図、立面図及び断面図及び仕様
- （5）廃棄物保管場所等の面積算定図
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類、図面等

2 前条第3号に規定する事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、前項の規定に準じ、次の書類を添付して、設置届を提出しなければならない。

- （1）案内図（地図の写し可）及び配置図
- （2）廃棄物保管場所等の配置図（位置図）
- （3）道路敷地無償使用等承諾書（私道の場合）
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類、図面等

(届出内容の変更)

第4条 建設者又は事業者は、設置届その他添付書類(以下「設置届等」という。)の提出後において、その内容に重大な変更を生じた場合は、改めて変更後の設置届等を提出しなければならない。

(共同住宅等の保管場所等の設置基準)

第5条 規則第16条第3項に規定する保管場所等の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。

ア 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 家庭系廃棄物と事業系廃棄物がある場合は、別々に保管できるものであること。

ウ 他の用途と兼用しないこと。

エ 原則として建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

オ 空きびん・空き缶用廃棄物保管設備は、次のとおりとし、市が用意する。ただし、事業系の場合は、回収箱は使用しない。

回収箱(コンテナ容器) 幅516ミリメートル×奥行364ミリメートル×高さ307ミリメートル

カ 保管場所等の出入口の幅及び高さは、原則として幅1.2メートル以上、高さ2.1メートル以上を基本とする。

キ 保管場所内には廃棄物保管用としてなるべく棚を設置すること。この場合、床面からの高さは100センチメートル程度、棚の奥行きは60センチメートル程度とし、耐久性と強度を持たせること。

(2) 廃棄物の収集に際し、支障なく搬入、搬出等の作業ができるものであること。

ア 運搬車への積み込み、清掃等に必要な作業場所を確保すること。

イ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続し、かつ、同一平面上に設置すること。なお、これによりがたい場合は、収集しやすい場所に廃棄物の排出場所を別に設けること。

ウ 敷地内に運搬車が入る場合にあっては、他の車の通行に支障のない幅員及び高さを有する駐車できるスペース(幅3.5メートル×長さ7メートル×高さ3.5メートル程度)を設けること。

エ 敷地内に運搬車が入る場合は、運搬車が容易に転回できる転回広場を確保すること。

オ 運搬車が通行する場所の地盤にあっては、耐荷重6トン程度の強度を持たせること。

カ 運搬車が保管場所等内部に進入する場合は、幅3.5メートル以上、高さ3.5メートル以上とすること。

(3) 保管場所は、廃棄物の種類により分別して置けるよう区分し、かつ、常に清潔を保持すること。

ア 仕切りの設置、色彩等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類(資源物、その他のごみ)に応じて適切な保管ができること。

イ 換気及び採光ができる構造とすること。この場合において、換気装置を設置するときは、保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。

ウ 保管場所内部の清潔を保持するため、床面はコンクリート等とし、できるだけ水栓設備及び排水設備を設置すること。

エ 廃棄物の飛散等防止のため、囲い、扉等を設置すること。

オ 屋外に設置する保管場所にあつては、雨水の流入防止のため屋根、ひさし等を設けること。

カ 屋内に設置する保管場所にあつては、照明設備を設けること。

(4) 保管場所等の管理責任者を明記すること。

(5) 保管場所等には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。

(開発行為等に伴う保管場所及び転回広場の設置基準)

第6条 開発行為で開発区域内の道路が行き止まり型で、かつ、延長が35メートルを超える場合は、運搬車が容易に転回できる転回広場を設置すること。

(保管場所の面積基準)

第7条 保管場所の面積基準は、1戸につき0.25平方メートル(単身用住戸にあつては0.12平方メートル)以上とする。

(事業系再利用対象物保管場所の設置及び必要面積基準等)

第8条 事業者は再利用対象物保管場所を設置し、必要面積を確保すること。

2 前項に係る基準は、三鷹市事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要領(平成16年10月6日決裁16三生ご発第98号)を準用する。

(再生資源物保管場所の設置)

第9条 集合住宅建設者のうち、居住者数が100人以上となる見込みの建築物を建設しようとする建設者は、条例第14条に定める集団回収等の市民の自主的活動による廃棄物の減量及び資源の再利用の促進を図るため、その建築物又は敷地内に再生資源物保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 前項に定める再生資源物保管場所の設置基準は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１月４日から施行する。

25 （参考）三鷹市事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年三鷹市条例第8号）第10条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 対象とする建築物は、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年三鷹市規則第16号。以下「規則」という。）第4条に規定する建築物とする。

（書類の提出）

第3条 前条に規定する建築物（以下「建築物」という。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、規則第7条第2項に規定する再利用対象物保管場所設置届（以下「設置届」という。）の正本及び副本（2部）に、次の書類を添付して、当該建築物の建築の確認申請の前までに提出しなければならない。

- （1） 建築物の案内図（地図の写し可）及び配置図
- （2） 建築物の用途別床面積内訳書（様式第1号）
- （3） 再利用対象物保管場所等の配置図（位置図）
- （4） 再利用対象物保管場所等の平面図、立面図及び断面図（縮尺50分の1）及び仕様
- （5） 再利用対象物保管場所等の面積算定図
- （6） その他市長が必要と認める書類、図面等

（届出内容の変更）

第4条 建設者は、設置届及びその他添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じた場合は、改めて変更後の設置届等を提出しなければならない。

（保管場所の設置基準）

第5条 保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- （1） 廃棄物の保管場所を明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- （2） 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- （3） 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。
- （4） 搬入、搬出等の作業が容易にできるものであること。
- （5） 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（保管場所面積の算出基準）

第6条 保管場所面積の算出基準は、別表の再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基

準による。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

		①		②		
対象延床面積 用 途	1, 000㎡未満	1, 000㎡以上 3, 000㎡未満	3, 000㎡以上 10, 000㎡未満	10, 000㎡以上50, 000㎡未満	50, 000㎡以上100, 000㎡未満	100, 000㎡以上
事務所	2 ㎡以上	3 ㎡以上	4 ㎡以上	$4 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10, 000 \text{ ㎡})}{10, 000 \text{ ㎡}} \times 3 \text{ ㎡以上}$	$16 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 50, 000 \text{ ㎡})}{10, 000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡以上}$	26㎡以上
飲食店						
学校						
病院・診療所						
店舗	2 ㎡以上	3 ㎡以上	4 ㎡以上	$4 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10, 000 \text{ ㎡})}{10, 000 \text{ ㎡}} \times 4 \text{ ㎡以上}$		40㎡以上
ホテル						
文化・娯楽施設等	1 ㎡以上	2 ㎡以上	3 ㎡以上	$3 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10, 000 \text{ ㎡})}{10, 000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡以上}$	$11 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 50, 000 \text{ ㎡})}{10, 000 \text{ ㎡}} \times 1 \text{ ㎡以上}$	16㎡以上

(注意)

- ①は建築物又は同一事業者からの事業系廃棄物の排出量が年間50トン未満の場合は該当しないが、②は年間排出量に関係なく該当する。
- 対象延床面積は、共用部分を除くこと。
- 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途と見なすこと。
- 対象延床面積が10,000㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という）以上とすること。
ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とする。
- 算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

26 (参考) 関係条項等の抜粋

(1) 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第10条、31条 (平成5年3月31日条例第8号)

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第10条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置)

第31条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

(2) 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則 第4条、16条
(平成5年6月23日規則第16号)

(事業用大規模建築物)

第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物又は同一事業所からの事業系廃棄物の排出量が年間50トンを超えるものとする。

(大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置)

第16条 条例第31条第1項に規定する規則で定める大規模建築物は、延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの又は居住用のものであって計画戸数が15戸以上のものとする。

2 大規模建築物を建設しようとする者は、条例第31条第1項の規定により、廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)の設置について、建築基準法第6条第1項の規定による当該建築物の確認の申請の前までに廃棄物保管場所等設置届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 条例第31条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (2) 廃棄物の収集に際し、支障なく搬入、搬出等の作業ができるものであること。
- (3) 保管場所は、可燃ごみと不燃ごみが分別して置けるよう区分し、常に清潔を保持するための清掃等ができるようできるだけ水栓設備を設けること。
- (4) 保管場所の管理責任者を明記すること。
- (5) 保管場所には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。

(3) 三鷹市まちづくり条例 第 24 条、25 条 (平成 5 年 6 月 23 日規則第 16 号)

(開発事業及び解体事業)

第 24 条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかの事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者(開発事業に係る施設で営業を行おうとする者が定まっている場合は、その者を含む。以下「開発事業者」という。)は、市長が別に定めるところにより、公共施設及び公益的施設を設置するとともに、当該開発事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が行う開発事業で、法令に特別の定めがあるもの及び建基法第 85 条に規定する仮設建築物の建築については、この限りでない。

- (1) 都計法第 4 条第 12 項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)で、事業施行面積が 500 平方メートル以上のもの
 - (2) 高さが 10 メートルを超える建築物(都計法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域にあっては、軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物。以下同じ。)の建築。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。
 - (3) 共同住宅又は長屋の建築で、戸数が 15 以上のもの
 - (4) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 2 条第 2 号に規定する宅地造成で、事業施行面積が 500 平方メートル以上のもの
 - (5) 商業施設(小売店、飲食店、興行場その他規則で定めるものに限る。以下同じ。)の新設又は増設(既存施設の全部又は一部の用途を変更する場合を含む。以下「新增設」という。)で、一の建築物(一の建築物として規則で定めるものを含む。以下同じ。)において、その建築物内の店舗面積(営業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。)の合計が 500 平方メートル以上のもの
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 2 条第 7 号に規定する工場及び同条第 8 号に規定する指定作業場の新增設で、一の施設(一の施設として規則で定めるものを含む。)において、その施設内の作業場面積(製造、加工、作業、保管、処分等の用に供される面積をいう。)の合計が 500 平方メートル以上のもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 同一の開発事業者又は同一の土地所有者等が、一の開発事業(一の開発事業として規則で定めるものを含む。)の完了の日の翌日から起算して 3 年以内に、隣接する区域で行う開発事業については、従前の開発事業とあわせたものを一の開発事業とみなし

て前項の規定を適用する。ただし、市長が一の開発事業とみなすことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる事業(以下「解体事業」という。)のいずれかの事業に関する解体工事(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。以下同じ。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら解体工事をする者(以下「解体事業者」という。)は、当該解体事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。ただし、市長が緊急に解体工事を実施する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 高さが10メートルを超える建築物の解体。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の解体を除く。
- (2) 共同住宅又は長屋の解体で、戸数が15以上のもの
- (3) 商業施設の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が500平方メートル以上のもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第2条第7号に規定する工場及び同条第8号に規定する指定作業場の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が500平方メートル以上のもの

(環境配慮指針等)

第25条 市長は、開発事業者が開発事業を行うに当たり、生活環境、文化的環境、自然環境及び地球環境(以下「環境」という。)の保全、回復及び創出を図るために配慮すべき事項その他の事項を環境配慮指針として定めるものとする。

2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

3 開発事業者は、開発事業を行うに当たり、環境配慮指針に基づき、環境との調和、環境への負荷の低減その他必要な措置を自ら積極的に講じなければならない。

